

1. コロナ禍における各施設の対応状況・子育て支援施策の取組み状況

事前質問に基づく追加資料

(1) 各施設の対応状況

区分	緊急事態宣言（4/7～5/31）時の対応	現在	支援策
保育所、地域型、認定こども園	4/7～4/19 家庭保育の協力依頼 4/20～5/24 特別保育を実施 5/25～6/14 家庭保育の協力依頼	各施設において消毒等を徹底。 発熱等の風邪症状があった場合は家庭保育とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設への支援 ・職員用マスク、消毒液の配布 ・感染症対策に係る補助金を創設・交付 ■ 保護者への支援 ・家庭保育協力者に対する保育料、給食費の減免 ・育休復帰に伴う入所の期間延長、求職中の就労開始期限の延長
公立幼稚園	4/11～5/31 臨時休業 ※ 5/18より週に1回程度の登園可能日を設定 6/1～6/14 午前保育（時差登園など） 6/15～ 通常保育（午後保育あり） 6/2 入園式（規模縮小）	各園において健康観察、換気、手洗い、消毒等を徹底。 三密を回避するよう運営の仕方を工夫。 発熱等の風邪症状があった場合は自宅休養や家庭保育を依頼。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設への支援 ・感染症対策に係る保育補助員の配置 ・職員・園児用にマスクや消毒液、液体石鹸の配布 ・学校と共通の衛生管理マニュアルの策定
育成センター	<p><公設民営></p> <p>4/13～5/31 全育成センターを閉所。対象者を限定して、学校での預かり事業（延長利用なし）を実施。</p> <p><民設民営></p> <p>4/7～6/12 平日8時開所により実施 4/27～6/30 家庭保育の協力依頼</p>	<p><公設民営・民設民営></p> <p>手洗いやうがいの実践、マスク着用、育成室や備品の消毒、密集する時間の短縮、体温計による検温の励行。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設への支援 <公設民営> ・指導員用マスク、消毒液、高濃度アルコールの配布 ・感染症対策に係る備品購入費の支援 ・新型コロナ対応により、当初の想定を超過した事務事業費に係る指定管理料の増額 <民設民営> ・指導員用マスク・消毒液・高濃度アルコールの配布 ・感染症対策に係る補助金を創設・交付 ■ 保護者への支援 <公設民営・民設民営> 家庭保育協力者に対する育成料・保育料の減免、還付

区分	緊急事態宣言（4/7～5/31）時の対応	現在	支援策
子供の居場所づくり事業	子供の居場所づくり事業（放課後キッズ含む）は中止。 各校に配置されているコーディネーター（従来型）が児童の見守りをサポート。	ほぼ全ての学校で活動を再開。 活動場所の消毒を徹底。 一部の遊具を使用禁止にするなど、密への対策を実施。	■ 施設への支援 消毒液や非接触型体温計等を配布
児童館	4/7～5/31 休館	・児童館の床面積に応じて利用人数の上限を設定 ・開館時間を3つに分け利用者を分散（3部制） ・イベントの中止（12月末まで） ・消毒の徹底	■ 施設への支援 職員用マスクや消毒液等、感染症対策に係る物品を配布
子育てひろば	4/7～5/31 休館 ・直営は休館前1か月間の利用者に様子伺いの架電	・各ひろばで利用人数の上限を設定 ・直営は開館時間を3つに分け利用者を分散（3部制） ・直営はイベントの中止（12月末まで） ・消毒の徹底	■ 施設への支援 感染症対策に係る補助金を創設・交付
こども未来センター	わかば園：4/9～5/10 閉園 5/11～5/31 特別療育として一部再開 診察：継続 リハビリ：4/9～5/31 中止 相談支援：4/9～5/31 原則電話相談 あすなる学級みらい：4/8～5/31 閉級	職員のマスク着用、定期的な消毒・換気等感染症対策を講じながら、通常どおり開所している。	■ 保護者への支援 わかば園（こども未来センターの通所支援部門）休園に伴い、新型コロナ対応や家庭保育等に不安を持つ保護者へ週1回の電話による相談支援を実施

(2) 子育て支援施策の取組み状況

名称	支援策の内容
感染防止のための衛生用品の配布	【再掲】児童福祉施設等：市内の児童福祉施設等に対し備蓄用マスク、消毒液を配布 妊婦（5/18～妊婦・産婦健康診査の助成券を新規申請された方）：マスク10枚と手指消毒用ジェルの配布（5/17までに申請された妊婦には5/25～郵送） 【再掲】公立幼稚園：市民から寄附されたマスクや消毒液等を教職員及び園児に配布 【再掲】子供の居場所づくり事業：非接触型体温計をコーディネーターを配置している学校（8校）に配布
児童扶養手当受給者への臨時特別給付金	児童扶養手当受給者へ臨時特別給付金（5万円）を支給
子育て世帯臨時特別給付金	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）受給者に臨時特別給付金（対象児童1人につき1万円）を支給
ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により心身に大きな困難が生じている低所得のひとり親世帯を対象に臨時特別給付金（基本給付：1世帯5万円、第2子以降につき3万円、追加給付：5万円）を支給
児童福祉施設等への新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金等	【再掲】市内の児童福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費を補助
新型コロナウイルス感染症に伴う育児支援サービス利用料金補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた里帰り出産ができなくなった妊産婦に対し、利用した育児支援サービス利用料金を補助
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力に伴う給食費返還相当額補助金	【再掲】市内の民間保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための協力要請による特定教育・保育を受けていない期間に係る給食費を施設が保護者に返還する場合の当該給食費相当額を補助
不安を抱える妊産婦の方への支援	妊婦の方を対象に、分娩前のPCR検査費用を助成(実施予定)
不安を抱える妊産婦の方への支援	新型コロナウイルスに感染された妊産婦の方への助産師等による相談支援を実施
妊産婦オンライン相談	妊娠中や産後の心配事や育児・授乳・体調に関する相談のある方を対象に、オンライン会議システム「Zoom」を利用した、助産師・保健師等による相談支援を実施（予約制）
わかば園保護者への電話相談支援	【再掲】わかば園（こども未来センターの通所支援部門）休園に伴い、新型コロナ対応や家庭保育等に不安を持つ保護者への支援として週1回の電話による相談支援を実施
学校等の臨時休業期間中における状況把握	西宮市要保護児童対策協議会の構成機関に対し、学校等の臨時休業期間中の支援対象児童や家庭の情報把握と連携を依頼
乳幼児健康診査	4か月児健康診査を集団実施から個別実施に変更 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査も密を避けるため、回数を増やし予約制で実施
新型コロナウイルス感染症対応に係る支援員（保育補助員）の配置	【再掲】市内の公立幼稚園に新型コロナウイルス感染症対応（保育補助、消毒作業、三密を防ぐための活動補助等）に係る支援員（12園に26名）を配置

2. その他の質問

重点施策1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実

(1) 待機児童の解消に向けた取組み

項目	質問	回答
保育所整備を中心とした対策	マンション建設の規制などは予定していないのか。	本市では、住宅開発に伴い児童数が急増し学校施設が不足する恐れのある地区について、住宅開発を一定期間に限って抑制することを事業者等に求めています（協力依頼。財産権の侵害につながる恐れがあるため条例化など義務化は困難）。今後も、関係部局と連携を密にし、地区指定の見直しなどを行っていきます。

重点施策2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実

(1) 全ての子供を対象とした安全・安心な放課後の居場所

項目	質問	回答
地域団体の活動への支援	今年度はコロナで活動が難しくなっていると思うが、予算執行はどうなっているのか。	緊急事態宣言解除後の活動実施については、地域団体の判断に委ねており、活動自粛を続けている地域から感染症対策を行ったうえでイベントを実施している地域まで様々あります。補助金については、青少年愛護協議会は39地区中38地区（1地区未申請）へ概算払いで交付済みですが、事業中止などで余剰金が発生した場合には、返還をしていただくことになります。

(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

項目	質問	回答
育成センター、放課後子供教室及び子供の居場所づくり事業の一体的又は連携による実施	子供目線で考えた上で効果的な事業の一本化とはなにか、もう少し詳しく聞かせてほしい。	放課後子供教室や子供の居場所づくり事業は全児童を対象にしていますが、育成センター事業は共働き家庭等の児童を対象にしています。育成センター利用児童が、放課後子供教室等のプログラムに参加しやすくなるよう環境整備し、共働き家庭か否かを問わず、すべての児童と一緒に活動できる機会を増やせるようにしたいと考えています。

重点施策3 障害のある子供への支援の充実

(1) 学校園での支援体制の充実

項目	質問	回答
教育・保育施設での支援体制の充実	公立幼稚園では年度途中で支援が必要な場合の補充が難しいと聞いているが、現状について知りたい。	支援を要する園児の支援を行う保育支援員については、前年度の就園相談の結果を受け、年度当初より各園に配置しております。保育支援員の任用は1年間になるため、年度途中で配置することは困難ですが、指導主事・就学相談員による園訪問や、保護者・関係機関との連携を更に進めながら、現有の園内体制の中で必要な支援を行っております。

(2) 障害の理解促進に向けた取組みの充実

項目	質問	回答
保護者支援の充実	ペアレントトレーニング・ライフスキルコミュニケーション講習会は担当医師が不在とのことだが、当事者にとって必要なものだと思うが、今後どうするのか。	後任医師の確保に努めておりますが、発達障害を診療可能な医師の数は少なく、すぐには難しい状況です。当面の間は、従前から実施している発達障害についての学習会の内容を充実させ、開催回数を増やす等の対応を考えています。